

## 職長＋安全衛生責任者教育講習会のご案内

安全衛生法第60条の規定により、建設業、製造業（食品・繊維製品等は除く）、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業に該当する業種の事業主には、新たに職務につくこととなった職長や、労働者を直接指導・監督する立場の社員に対して安全衛生教育を行うことが義務づけられています。

当協会では、職長教育と安全衛生責任者教育を同時に実施いたします。

### 記

1. 開催日 平成28年4月16日(土)～4月17日(日)(受付8:50～)
2. 開催場所 古賀市中央公民館 古賀市中央2-13-1
3. 受講料
 

会 員	13,392円	(受講料11,880円+テキスト代1,512円)
一 般	15,552円	(受講料14,040円+テキスト代1,512円)
職長のみ		
会 員	11,664円	(受講料10,800円+テキスト代 864円)
一 般	13,824円	(受講料12,960円+テキスト代 864円)

#### 4. 受講内容及び時間割

	講 習 科 目	時 刻
1 日 目	・作業手順の定め方、作業方法の改善及び労働者の適正な配置の方法 ・指導及び教育の方法、作業中における監督及び指示の方法 ・危険性又は有害性の調査及び調査に基づき講ずる措置	9:10 ～ 17:25
2 日 目	・作業設備の安全化及び環境の改善方法、環境条件の保持と安全又は衛生の為の点検の方法 ・異常時における措置及び災害発生時における措置 ・労働災害防止についての関心の保持及び労働災害防止についての労働者の創意工夫を引き出す方法 ・安全衛生責任者の職務・役割・心構え他	9:10 ～ 17:25

#### 5. 申込方法

##### 受講申請書

「職長＋安全衛生責任者教育講習申請書」に必要事項を記入し、会社印（朱肉）押印後、下記の書類を添えて当協会へご郵送下さい。

- ① 証明写真 2枚（無帽、上半身、サイズ：縦3cm×横2.5cm）写真の裏に氏名を記入
  - ② 個人でお申し込みの場合は、本籍記載の住民票（法人で申込の場合は不要です）
- ※手続き完了後、受講票をFAX致します。

##### 送付先

〒811-3101 福岡県古賀市天神1-9-12 ☎092-943-0321  
福岡東労働基準協会

受講料は下記の指定口座へ受講日の一週間前迄にお振り込み下さい。  
※振込手数料は受講者負担でお願いします。

##### 振込先

福岡銀行 古賀支店 普通口座 1451941 名 義 福岡東講習会事務局
---

#### 6. 修了証

全科目を終了された方に、修了証を交付します。

#### 7. その他

既納の受講料は原則として返却いたしませんので、もし当日受講できないときは代替者を派遣していただきますようお願いします。

該当に○をつけて下さい

職長+安責	
職長のみ	

## 職長+安全衛生責任者教育講習 申請書・証明書

事業場所在地	〒 _____				TEL : _____	FAX : _____
事業場名						
事業主証明	印			担当者氏名		
ふりがな 受講者氏名	生年月日	本籍	現住所		※受講番号	備考欄
					※修了証番号	
-----	S 年 月 日 H	都道府県			-----	
-----	S 年 月 日 H	都道府県			-----	
-----	S 年 月 日 H	都道府県			-----	
-----	S 年 月 日 H	都道府県			-----	
講習内容	職場の重要な立場にある管理・監督者への教育					
講習年月日	平成28年4月16日 ~ 平成28年4月17日					
会場	古賀中央公民館 古賀市中央2-13-1					
講習者  証明書	上記教育の講習過程を修了したことを証明します。 平成28年4月17日 福岡東労働基準協会会長 <span style="float: right;">印</span>					

- ◆ 証明写真（サイズ：縦3.0cm×横2.5cm）2枚を添付して下さい。（写真の裏に名前をお願いします）
- ◆ 標記の教育を実施したことを証明する記録です。大切に保管して下さい。（労働安全衛生規則第38条参照）
- ◆ 本申請書にご記入いただいた個人情報につきましては、講習会の目的以外では利用致しません。

### 福岡東労働基準協会

〒811-3101  
 福岡県古賀市天神1-9-12  
 TEL・FAX：092-943-0321